

「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）

（通し番号 5 ）

府省名	財務省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	理財局国庫課	FAX	
担当者名	蜂須賀康時	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

法案第2条第4項における「業務委託事業者」の対象には、国及び地方公共団体が含まれるのか、明らかにされたい。

【質問の理由】

国及び地方公共団体による契約における支払遅延防止等については、当課の所管する「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に従うこととされているため、確認する。

本法案における取引の適正化は、規模が大きくないことから下請代金支払遅延等防止法の対象から外れる企業等とフリーランスとの取引について、その適正化を図ることを念頭においたものと承知しており、民間とは立場の違う国や地方公共団体を法案の対象とすることは不要かつ不適切と考えている。

【回答】

国及び地方公共団体であっても、「なんらかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動を行う者」（東京都と畜場事件・最判平元・12・14民集43巻12号2078頁）であれば「事業者」に当たり、本法律案における「業務委託事業者」にも該当するものと整理している。

本法律案は、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設け、その取引の適正化を進め、就業環境を整備するものであることから、本法律案の規律に服することが直ちに国・地方公共団体に負担を強いるものでないと考えている。